

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>【概要】 国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険の資格・給付に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 1 国民健康保険の被保険者資格の管理 2 被保険者証等の交付、回収、検認、更新、再交付又は返還に関する事務 3 保険給付の支給に関する事務 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 5 番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。 6 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>
③システムの名称	ホストシステム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険被保険者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項(国民健康保険) 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>〈選択肢〉 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、11、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、49、53、55の2、59の3条)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第42、43の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2条)</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民協働部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	情報公開センター【総務部総務課】 970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いわき市市民協働部国保年金課 〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 0246-22-7456

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5②所属長	国保年金課長 吉村 公孝	国保年金課長 本間 雅雄	事後	
平成29年4月1日	I 5②所属長	国保年金課長 本間 雅雄	国保年金課長 本田 功	事後	
平成29年4月1日	I 5②所属長	ホストシステム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー	ホストシステム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	
平成29年4月1日	II 1いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成29年4月1日	II 2いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成30年4月1日	I 5②所属長	国保年金課長 本田 功	国保年金課長 山野邊 英世	事後	
平成30年12月27日	II 1いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
平成30年12月27日	II 2いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	
平成31年2月12日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、11、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、81、87、93、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二(第42、43の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、19、20、25、33、43、46条)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、11、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、49、53、55の2、59の3条) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第42、43の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2条)	事後	
平成31年2月2日	I 5②所属長の役職名	国保年金課長 山野邊 英世	国保年金課長	事後	
令和3年1月15日	I 1②事務の概要	【概要】 国民健康保険法の規定に基づき、国民健康保険の資格・給付に関する事務を行う。 【内容】 1 国民健康保険の被保険者資格の管理 2 被保険者証等の交付、回収、検認、更新、再交付又は返還に関する事務 3 保険給付の支給に関する事務 4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 5 番号法別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。	(従前の記載に次の内容を追加) 6 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和3年1月15日	I 1③システムの名称	ホストシステム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	ホストシステム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバー等	事後	
令和3年1月15日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項 別表第一の30の項(国民健康保険) 〈オンライン資格確認の準備業務〉 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年1月15日	I 4②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、11、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、49、53、55の2、59の3条) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第42、43の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2条)	(従前の記載に次の内容を追加) (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年1月15日	II 1いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、11、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、49、53、55の2、59の3条)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第42、43の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2条)</p>	<p>(法改正に伴う号ずれ 番号法第19条第7号⇒番号法第19条第8号)</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、11、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106、109、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第1、2、3、4、5、8、10の2、11の2、12の3、15、19、20、22の2、24の2、25、31の2、33、43、44、46、49、53、55の2、59の3条)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第42、43の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(第25、25の2条)</p>	事前	
令和3年9月1日	II 1いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	
令和3年9月1日	II 2いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	